

都市計画区域マスタープランの見直しの概要

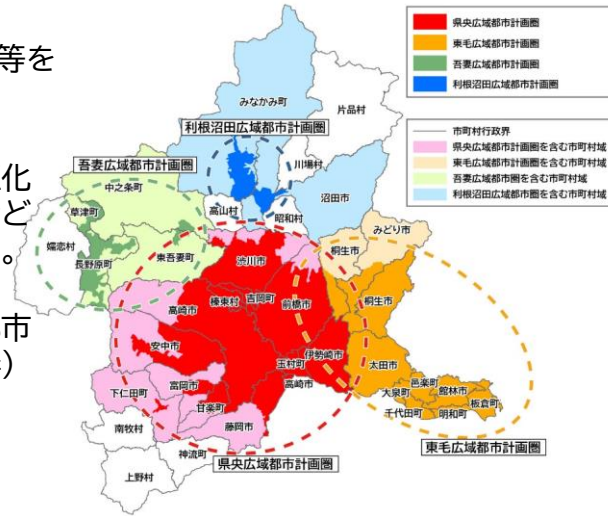
I 都市計画区域マスタープランとは

○都市計画法に基づき県が定める計画で、都市づくりの基本的な方向性を定めるもの。
概ね5年に一度、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ見直し（R7改定予定）。

○市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画や、市街化区域への編入、用途地域などの個別都市計画は本プランに即して定める。

○本県では、生活圏を考慮して4つの広域都市計画圏単位（県央・東毛・利根沼田・吾妻）で策定。

○目標年次：令和12年



II 現行プランの主な成果(令和2年～令和6年)

○市街化区域編入
～新たな産業拠点の創出(21地区)～

【事例】伊勢崎市国領町地区（半導体）



産業拠点の創出

○郊外におけるまちなまとりづくり
～市街化調整区域の地区計画制度を活用し
既存集落に新たな居住を誘導～

【事例】邑楽町邑楽南地区



拠点施設を核として既存集落の活力を維持

III 群馬県の都市づくりにおける継続課題

【土地利用】土地利用規制の緩い郊外へ人口や都市機能が流出し、無秩序な宅地化が進行

【交通】自動車に過度に依存した生活行動と公共交通の衰退

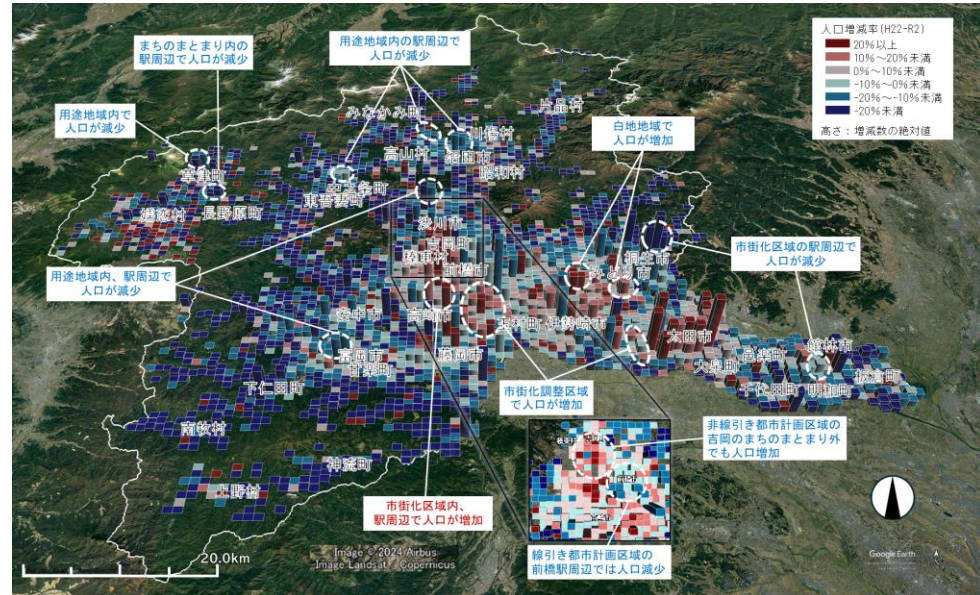


図 人口増減率の分布
(平成22年～令和2年)

※1kmメッシュ人口で集計

出典：Image © 2024 Airbus Image Landsat / Copernicus, Google Earth
を使用

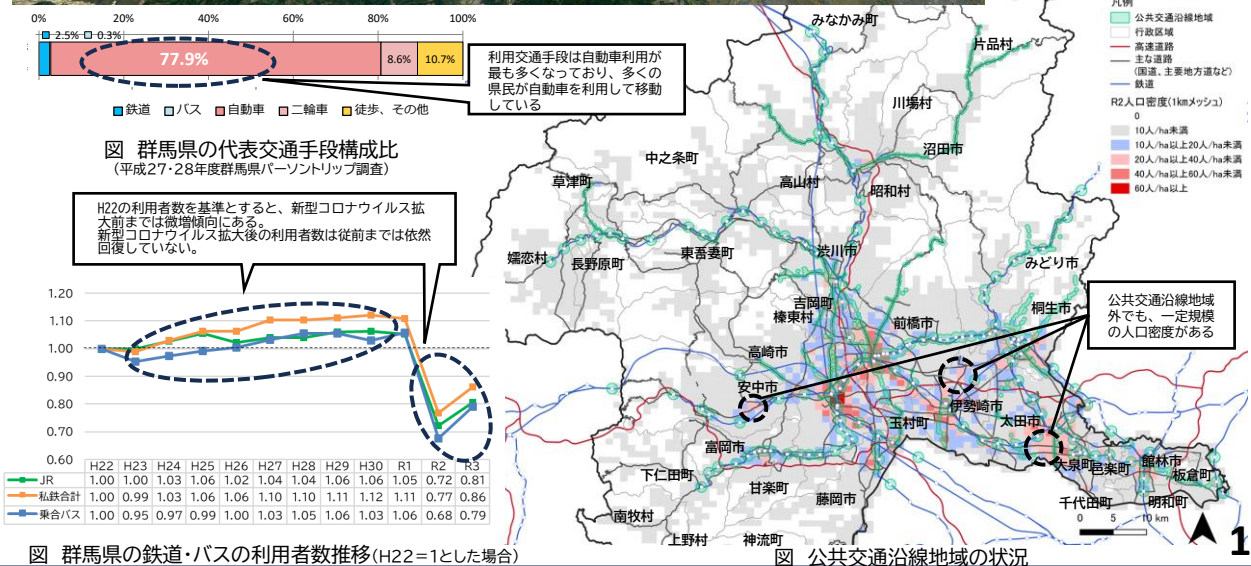


図 群馬県の代表交通手段構成比
(平成27・28年度群馬県バーソトリップ調査)

図 公共交通沿線地域の状況

都市計画区域マスタープランの見直しの概要

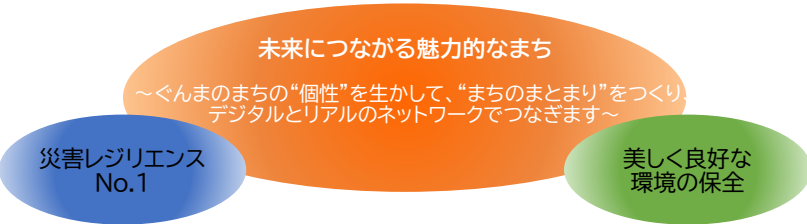
- 改定のポイント1 「まちのまとまり」の明確化と新たな産業拠点づくりのために、引き続き現在の土地利用の方針を継続する。
- 改定のポイント2 都市づくりの新たな潮流（県土整備プランなど）における防災・減災面などをふまえた改定を行う。

IV 都市づくりの新たな潮流(上位計画における位置付け)

- ・国土形成計画(令和5年7月) : デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成
- ・新・群馬県総合計画(令和3年3月) : 快疎な空間による県民幸福度の向上
- ・ぐんま・県土整備プラン2025(令和7年3月) : 災害に強く、安定した経済活動が可能な群馬県

V 改定マスタープラン(案)の内容

1. 都市づくりの目標、目指す将来像、基本方針 改定



	将来像	基本方針
土地利用	生活に必要な都市機能が整い多様な暮らし方や働き方が可能な生活利便性の高い社会	まちのまとまりの形成と地域経済を支える産業の創出
交通	ニューノーマルにも対応した県民生活やニーズに対応した多様な移動手段が選択できる社会	生活のための移動環境整備と土地利用と連携した交通体系の形成
都市防災	災害レジリエンスを高め安全な生活と安定した経済活動が可能な社会	安全・安心な都市構造の形成と防災・減災対策の推進
都市環境・空間形成	地球温暖化にも適応し、地域の価値を高め、自然と共生する社会	地球温暖化への対応と既存ストック(都市アセット)を生かした個性的で質の高い、快適な都市空間への再構築
都市経営	人と人、人と地域のつながりがデジタルとリアルでネットワークされた社会	コンパクトで効率的な都市経営と新技術・新制度の効果的な活用



図 目指すべき都市の将来像のイメージ

2. 区域区分(線引き)決定の有無及び区域区分を定める際の方針 継続

- (1) まちのまとまりの人口密度を維持するために、現在区域区分を定めている線引き都市計画区域は、引き続き区域区分を維持。
- (2) 都市が拡散傾向にある非線引き都市計画区域は、令和12年までに区域区分又は代替となる適切な土地利用規制を求める。

3. 主要な都市計画の決定の方針

- 【住宅地】 継続
住宅地は、既存集落も含めたまちのまとまりに誘導し、郊外への拡大をやめ、まちなかの既存インフラを有効に活用する。
- 【商業地】 継続
商業地は、鉄道やバスを利用して多くの人が集まりやすい拠点への一層の集積を図り、郊外における新たな商業地の拡大を原則抑制する。
- 【業務地】 継続
業務地は、公共交通の利便性が高く業務機能が既に集積している拠点への配置を促進する。
- 【産業地(工業地、流通業務地)】 継続
産業地は、交通利便性が高く、良好な操業環境が形成できる高速道路IC、国道等の幹線道路の結節点周辺に配置する。
- 【防災・減災】 改定
居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する指針「立地適正化計画(防災指針)」の策定を推進。